相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡西会津町尾野本字荒屋敷丙七九三番地ロ、最後の住所埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目三八九番地一八

被相続人　亡　赤城　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

埼玉県さいたま市大宮区宮町一―三八―一―六階弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　申　景秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市児島下の町一〇丁目四三三番地、最後の住所東京都足立区六月一丁目四番二―二〇九号　被相続人　亡　清水　孝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区王子四丁目一七番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市柳島二丁目八番二六号

被相続人　亡　内山　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビル九階

相続財産管理人　弁護士　髙岡　香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市人穴七五一番地二、最後の住所静岡県富士宮市人穴七五六番地の二一〇

被相続人　亡　熊谷　紀枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

静岡県富士市永田町一丁目一五〇番地　鈴木建設ビル五階南

相続財産管理人　弁護士　津島　章利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区小河内三三六三番地一四、最後の住所静岡県静岡市清水区小河内三三六三番地の一四

被相続人　亡　柴田　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

静岡県静岡市葵区安西二丁目二一番地静岡木材会館ビル二階　静岡さくら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　朝倉　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市西郷通一丁目二五番地、最後の住所大阪市天王寺区餌差町九番一二号

被相続人　亡　中谷美榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

大阪市北区西天満二―九―一四北ビル三号館四〇一号

相続財産管理人　弁護士　伊藤　孝江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区大開通一〇丁目四番地、最後の住所兵庫県神戸市北区筑紫が丘二丁目一二番地の四あったかホーム

被相続人　亡　家本　輝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

兵庫県西宮市甲風園一丁目一〇番一号サテライトビル二　三〇一号

相続財産管理人　弁護士　福島　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区湯来町大字下一七四九番地、最後の住所広島市南区大須賀町一三番二五号

被相続人　亡　木下　直志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

事務所広島市中区上幟町三番二六号　広島メイプルビル六階

相続財産管理人　弁護士　間所　了

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県大洲市八多喜町甲一四九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中島　萬義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

愛媛県大洲市東大洲一五九番地二

相続財産管理人　弁護士法人伊予

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市楠町三二九番地、最後の住所大分県別府市大字鶴見四五四八番地の一六四六

被相続人　亡　武田　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

大分市中島西一丁目二番二四号日宝グランディ中島二〇四号

相続財産管理人　弁護士　河野　悟

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年七月一日

一、墳墓等所在地　東京都杉並区下高井戸二―二一―二

一、墳墓等の名称　龍泉寺墓地

一、死亡者の本籍、氏名及び墓地番号　本籍すべて不明　豊田照正家（安窓妙漬信女・豊田あか、祖峯唯心信士・豊田米作、清岩知淨信女・豊田アグリ、戒名不明・桒原熊太郎、戒名不明・豊田清吉、戒名不明・桑山道治、戒名不明・俗名不明、Ｏ―十八）、山川益弘家（慈徳院直心淨秀居士・山川寅之助、慈仙院徳祐妙壽大姉・山川トク、慈温院重雲正善居士・山川重一、慈雲敏善信女・山川敏子、Ｊ―十三）、山川幸延家（竜穏清童子・山川竜一、Ｏ―九）

一、改葬を行おうとする者　東京都杉並区下高井戸二―二一―二　宗教法人　龍泉寺　代表役員　山本　光伸

第30期決算公告

平成26年6月24日

山口市中園町7番40号

山口ケーブルビジョン株式会社

代表取締役社長　齋藤　宗房

貸借対照表の要旨

（平成26年3月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,656	流動負債	1,419
固定資産	4,113	固定負債	1,412
有形固定資産	3,739	負債合計	2,831
無形固定資産	295	株主資本	4,938
投資その他の資産	79	資本金	334
		資本剰余金	4,605
		利益剰余金	554
		繰越利益剰余金	(301)
		（うち当期純利益）	
		自己株式	△1
		純資産合計	4,938
資産合計	7,769	負債・純資産合計	7,769